

## 平成21年度環境省政策評価書（事後評価）要旨

評価実施時期：平成22年4月

担当部局：環境保健部

施策名：(施策6) 化学物質対策の推進

施策体系：(目標6-1) 環境リスクの評価

### 評価結果の概要

#### 【達成の状況】

- 平成21年度については、47種の化学物質の一般環境中における残留実態を把握し、各種化学物質に係る施策に活用された。
- 平成21年度については、環境リスク初期評価のための基礎情報の収集・検討作業を推進し、目標の23物質に対し、23物質の環境リスク等初期評価結果を取りまとめた。
- 製品中の有害化学物質モニタリングについては、1物質について、当該物質を含有する蓋然性が高い製品のうちの約100検体について分析を行った。
- 「子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)」については、平成22年度より開始される本格実施に向け、平成21年度においては、パイロット調査の実施や、データや生体試料を保存するための施設整備を行った。

#### 【必要性】

- 一般環境中での化学物質の残留実態把握は、環境省内の化学物質関連施策担当部局においてそれぞれの施策の策定に活用するため、必要とされている。平成21年度は、目標値220物質を達成した。
- 環境リスク初期評価(多数の化学物質の中から相対的に環境リスクが高そうな物質をスクリーニングするための初期評価)は、その結果が環境省内関係部署におけるより詳細なリスク評価等の検討などのための重要な科学的知見として行政施策に活用されており、着実に進めていく必要がある。今後も、PRTRデータやシミュレーションモデルなども活用しながら、ばく露データ、毒性データの充実を図り、リスク評価手法を改善しつつ初期評価を実施するとともに、過去にリスク初期評価を実施した物質のうち、当時、当面の作業を要しないとした物質についても、当該物質の生産量や使用状況を踏まえ、再評価を進めていく必要がある。
- 環境リスク初期評価の結果について、国民にわかりやすい形で提示し、理解を促す必要がある。
- 生態リスク評価の対象生物を拡大について調査検討を行い、生物の保全に資する必要がある。
- 経済・産業活動のグローバル化に伴い、製品に含まれる形で有害化学物質が我が国へ流入することへの懸念が増大しており、製品中の有害化学物質の含有実態を明らかにする必要がある。
- エコチル調査では、現在日本の子どもに起こっている心身の異常の増加に関して大規模・長期の疫学調査により原因究明を行う。特に環境中の化学物質が子どもの健康に与える影響を明らかにし、適切なリスク管理体制の構築に繋げる。

#### 【有効性】

- 化学物質環境実態調査結果は、調査を要望した環境省内化学物質関連施策担当部局において、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)の対象物質選定や有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質などの選定、化審法における特定物質指定などの基礎資料として、種々の施策の策定に活用されている。
- 環境リスク初期評価の成果は環境リスク管理に向けた重要な科学的知見として、詳細な評価の候補物質とされた物質の環境省内関係部署におけるより詳細な評価等の検討などに活用され、環境経由による化学物質による影響の未然防止に資している。
- 製品中の有害化学物質の含有実態を明らかにし、必要に応じ規制的手法や製造等事業者の自主的取組による対応を講じることにより、有害化学物質を含む可能性のある製品による環境リスクの低減に資する。
- エコチル調査を実施することで、子どもの発育に影響を与える化学物質等の環境要因が明らかになり、子どもの健康を守るためのリスク管理体制を通じて次世代育成に係る健やかな環境の実現を図ることができる。

#### 【効率性】

- 環境省内化学物質関連施策担当部局から調査の要望があった物質について、行政需要に適切に対応するとともに、効率的・効果的に調査を実施するため、物質特性による同時分析の可能性などを十分に検討した上で、調査対象物質を決定し、調査を行っている。
- 環境リスク初期評価は、規制導入などの行政施策の前段階としてのスクリーニング評価として、評価対象物質の選定にあたり、省内関係部局からの要望調査を行い、これをとりまとめて実施することで、省内でのリスク評価の効率的な実施に資している。また評価の実施にあたって、民間事業者の活用とその選定の際の競争入札や公募方式の活用、関係部局の協力に

よる効率的な必要データ収集等により、効率的な実施を図っている。

- 製品モニタリングの対象物質・製品については、製品中の有害化学物質に関する国内外の状況等を調査した上で、専門家の意見を踏まえて優先的に取り組むべきものを選定することで、より高いリスクを持つ製品についてのモニタリングを行えるようにしている。また業者選定にあたっては競争入札を行うことで、費用対効果に優れたモニタリングを実施している。
- エコチル調査は平成22年度より、必要最低限の規模で立ち上げることとしており、厚労省・文科省にも異なる観点からの競争的資金枠の設定につき検討を依頼している。諸外国の先行調査との連携による効率化・相互補完に加え、調査の進展・分析技術の進化・官民連携の進捗を都度取り入れることを想定しており、実際の調達に当たっては競争入札による効率的な実施を図る。

#### 【今後の展開】

- 引き続き化学物質の環境中での残留実態を把握し、環境汚染の早期発見及び対策の立案・評価等に活用することを目的として、関係各課からの調査要望のあった物質について、一般環境中の化学物質環境実態の調査を推進・強化する。
- 環境リスク初期評価については、PRTRデータやシミュレーションモデルなども活用しながら、必要なばく露データ、毒性データの充実を図り、リスク評価手法を改善しつつ初期評価を着実に実施するとともに、過去にリスク初期評価を実施した物質のうち、当時、当面の作業を要しないとした物質についても、当該物質の生産量や使用状況を踏まえ、再評価を進めいく。
- 製品中の有害化学物質モニタリングを体系的に実施する。
- 環境要因(特に化学物質)が子どもの発育に与える影響を明らかにするために、「子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)」等の小児環境保健に関する調査研究を推進する。

#### 【達成すべき目標、指標、目標年度、実績値等】

指標の名称 及び単位		①化学物質環境実態調査を行った物質数・媒体数(( )は行政需要としての調査目標値) [物質] ②環境リスク等初期評価実施物質数[物質]						
指標年度等		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標年	目標値
指標	①	345(345)	379(379)	330(330)	344(344)	220(220)	H21年度 (※毎年度更新)	220
	②	29	29	32	33	23		23
目標を設定 した根拠等		基準年	①②H16年度		基準年の値	①153	②57	
		根拠等	①化学物質環境実態調査推進検討会(平成17年4月22日) ①中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会(第13回)資料(平成20年2月22日) ②環境リスク等初期評価を年20物質程度実施					